

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 しようちゆう	単式蒸留 しようちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	計	酒母	もちみ
昭和 45	外 25 3,533	外 92 3	外 87 39	外 482 379	外 163 37	外 - 28	外 102 233	外 115 30	外 58 18	外 74 4	外 4 -	外 104 58	外 218 26	外 12 46	外 1,536 4,434	375	218
50	外 30 3,229	外 84 2	外 86 36	外 424 393	外 160 31	外 - 32	外 109 208	外 123 24	外 56 24	外 82 5	外 4 -	外 133 47	外 243 23	外 17 48	外 1,551 4,102	383	243
55	外 36 2,947	外 81 1	外 86 31	外 429 379	外 149 38	外 - 35	外 100 218	外 133 18	外 56 26	外 89 5	外 5 -	外 146 48	外 243 21	外 30 50	外 1,583 3,817	374	271
60	外 64 2,586	外 81 3	外 76 45	外 508 389	外 161 30	外 2 38	外 121 214	外 162 17	外 61 26	外 108 9	外 10 1	外 215 51	外 262 16	外 59 56	外 1,890 3,481	376	334
平成 元	外 56 2,438	外 77 5	外 82 40	外 517 359	外 75 30	外 5 39	外 142 225	外 168 18	外 65 23	外 110 5	外 12 -	外 260 63	外 266 19	外 66 59	外 1,901 3,323	377	353
2	外 55 2,435	外 77 4	外 77 44	外 514 359	外 73 31	外 5 41	外 143 231	外 168 17	外 65 22	外 111 6	外 12 -	外 275 58	外 270 16	外 68 62	外 1,913 3,326	373	353
3	外 60 2,418	外 78 4	外 76 43	外 515 357	外 69 33	外 5 41	外 150 231	外 169 15	外 64 20	外 108 5	外 12 -	外 278 64	外 267 16	外 68 64	外 1,919 3,311	374	359
4	外 55 2,407	外 78 3	外 74 47	外 517 355	外 69 33	外 7 42	外 154 233	外 168 14	外 64 20	外 109 6	外 13 -	外 279 66	外 270 13	外 75 62	外 1,932 3,301	376	362
5	外 61 2,386	外 76 4	外 73 47	外 514 350	外 69 32	外 8 42	外 149 235	外 167 14	外 64 20	外 108 4	外 13 -	外 280 67	外 272 11	外 72 61	外 1,926 3,273	377	362
6	外 64 2,369	外 78 3	外 75 45	外 511 352	外 70 30	外 14 49	外 152 234	外 171 11	外 64 20	外 109 4	外 32 -	外 283 71	外 272 12	外 72 61	外 1,967 3,261	384	359
7	外 64 2,336	外 77 6	外 76 46	外 512 345	外 71 29	外 17 68	外 156 233	外 175 8	外 64 19	外 109 5	外 38 -	外 298 69	外 270 14	外 76 60	外 2,003 3,242	389	354
8	外 63 2,305	外 79 2	外 82 38	外 506 345	外 69 32	外 25 143	外 156 234	外 176 10	外 64 19	外 108 4	外 54 -	外 301 75	外 270 18	外 80 58	外 2,033 3,288	388	354
9	外 68 2,268	外 79 2	外 80 40	外 504 336	外 70 32	外 35 238	外 156 239	外 177 10	外 66 16	外 110 5	外 67 25	外 310 82	外 275 16	外 80 60	外 2,077 3,369	393	356
10	外 78 2,229	外 80 1	外 79 41	外 494 327	外 71 30	外 40 274	外 156 237	外 174 10	外 67 15	外 109 4	外 103 31	外 325 83	外 275 17	外 87 57	外 2,138 3,356	394	356
11	外 82 2,191	外 79 1	外 82 38	外 485 327	外 60 38	外 45 281	外 153 236	外 170 11	外 65 13	外 106 3	外 123 37	外 335 82	外 266 18	外 88 57	外 2,139 3,333	390	354
12	外 86 2,152	外 78 1	外 87 35	外 478 327	外 63 36	外 51 272	外 163 235	外 169 11	外 68 11	外 108 3	外 128 48	外 371 91	外 268 19	外 92 58	外 2,210 3,299	349	352
13	外 92 2,121	外 79 2	外 87 36	外 476 323	外 65 37	外 51 255	外 173 229	外 172 11	外 68 10	外 106 3	外 133 54	外 386 96	外 270 19	外 103 58	外 2,261 3,254	352	348
14	外 98 2,076	外 76 2	外 82 36	外 476 328	外 71 31	外 55 244	外 183 233	外 173 13	外 67 10	外 110 4	外 136 61	外 411 101	外 278 20	外 124 57	外 2,340 3,216	337	345
15	外 102 2,024	外 75 2	外 80 37	外 487 330	外 70 33	外 95 242	外 183 233	外 175 10	外 69 8	外 113 3	外 432 52	外 528 106	外 389 21	外 133 64	外 2,931 3,165	336	357
16	外 114 1,973	外 76 2	外 81 38	外 493 347	外 74 30	外 81 233	外 177 234	外 171 11	外 70 7	外 110 4	外 385 48	外 498 106	外 346 22	外 146 91	外 2,822 3,146	331	374
17	外 118 1,938	外 73 2	外 79 36	外 490 358	外 74 31	外 77 228	外 176 237	外 171 9	外 68 6	外 110 3	外 369 42	外 554 108	外 336 23	外 162 118	外 2,857 3,139	280	388
18	外 129 1,887	外 66 5	外 85 30	外 497 365	外 73 33	外 77 221	外 184 242	外 412 21	外 65 6	外 109 4	外 2,209 114	外 2,354 37	外 3,001 27	外 4,797 149	外 14,058 3,141	264	399
19	外 138 1,845	外 65 5	外 81 32	外 503 374	外 74 31	外 80 212	外 190 239	外 384 17	外 65 7	外 112 3	外 2,138 38	外 2,230 123	外 2,779 35	外 4,451 189	外 13,290 3,150	254	405
20	外 137 1,807	外 64 5	外 79 33	外 508 374	外 72 32	外 83 202	外 184 238	外 365 14	外 66 7	外 117 2	外 2,067 37	外 2,160 123	外 2,672 37	外 4,263 205	外 12,837 3,116	251	400

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目による。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含む、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 一の製造場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして続けた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものにのみ含まれたものを含んでいる。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造場(者)数の推移

年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196

(注)1 製造場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものを掲げた。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年3月31日法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから60klに引き下げられた。

付表 2 濁酒製造場(者)数の推移

年度	平成15	16	17	18	19	20
製造場数	4	29	54	85	119	139
製造者数	4	28	53	84	118	138
認定計画数	11	38	58	74	85	91

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものを掲げた。

2 構造改革特別区域法(平成14年12月18日法律第189号)に規定する酒税法の特例により濁酒の製造免許を取得した製造者及びその濁酒製造場を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者及びその製造場のその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	卸		業		小		業		合計	備	考
	全	その他	全	その他	全	その他	全	その他			
昭和 46. 3. 31 現在	1,965	外 1,316	外 1,316	4,352	外 1,198	外 147	20,756	外 1,345	147,399	13.3	酒類販売業免許制度発足
51. 3. 31	13,738	2,731	-	16,469	-	-	20,856	外 14,321	167,301		
56. 3. 31	12,761	2,610	-	15,371	-	-	21,294	外 13,364	172,122		
61. 3. 31	11,980	2,676	-	14,656	-	-	21,832	外 12,617	174,544	63.12	「規制緩和推進要綱」の閣議決定 元 6 人口基準、抽選制の導入
平成 2. 3. 31	11,540	3,487	-	15,027	-	-	22,127	外 12,594	176,550		
3. 3. 31	11,389	7,121	-	18,510	-	-	22,059	外 16,044	176,953		
4. 3. 31	11,006	7,302	-	18,308	-	-	22,091	外 15,822	176,944		
5. 3. 31	10,896	7,325	-	18,221	-	-	22,162	外 15,786	177,521		
6. 3. 31	10,682	7,332	-	18,014	-	-	22,335	外 15,542	178,126		
7. 3. 31	10,487	7,331	-	17,818	-	-	22,770	外 15,286	179,156		
8. 3. 31	10,200	7,274	-	17,474	-	-	23,003	外 14,913	179,880		
9. 3. 31	9,980	7,137	-	17,117	-	-	26,703	外 14,652	184,000	10. 3	「規制緩和推進3か年計画」の閣議決定
10. 3. 31	9,757	7,090	-	16,847	-	-	31,012	外 14,346	188,695		
11. 3. 31	9,546	7,081	-	16,627	-	-	31,377	外 14,061	191,722		
12. 3. 31	9,436	7,053	-	16,489	-	-	31,641	外 13,923	193,971		
13. 3. 31	9,365	6,885	-	16,250	-	-	31,820	外 13,630	193,123	13. 1	酒類小売業免許の距離基準の廃止
14. 3. 31	9,210	6,773	-	15,983	-	-	30,679	外 13,395	198,005		
15. 3. 31	9,070	6,686	-	15,756	-	-	29,840	外 13,451	200,355	15. 5	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布
16. 3. 31	8,630	6,469	-	15,099	-	-	27,311	外 13,180	208,325	15. 9	酒類小売業免許の人口基準の廃止
17. 3. 31	8,011	6,406	-	14,417	-	-	25,737	外 12,597	211,828	17. 8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
18. 3. 31	7,608	6,384	-	13,992	-	-	25,485	外 12,199	210,452	18. 8	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効
19. 3. 31	7,303	6,330	-	13,633	-	-	23,148	外 11,871	214,905		
20. 3. 31	7,111	6,262	-	13,373	-	-	22,250	外 11,683	215,247		
21. 3. 31	6,855	6,090	-	12,945	-	-	21,350	外 11,346	212,311		

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報専ら(4月～翌年3月)」に基づいた。
 2 昭和46. 3. 31の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。